

奈良県肝炎対策ガイドライン（案）

令和6年4月

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課

目 次

第1 趣旨・位置づけ	・・・・・・・・・・ 1
第2 現状と課題	・・・・・・・・・・ 2
1 肝炎と肝がん	
2 肝炎ウイルス検査	
3 肝炎の重症化予防	
4 医療費助成	
5 肝炎医療提供体制	
6 奈良県肝炎医療コーディネーター	
7 奈良県肝疾患相談センター	
8 肝炎予防・普及啓発に関する取組	
第3 個別施策	・・・・・・・・・・ 11
1 感染予防	
2 肝炎ウイルス検査の受検（健）勧奨と検査陽性者に対する受診勧奨	
3 肝炎医療を提供する体制の確保	
4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成	
5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	
第4 数値目標	・・・・・・・・・・ 16

第1 趣旨・位置づけ

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類されます。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下、「肝炎ウイルス」という。）にかかった患者が多くを占めてきました。近年では、B型肝炎患者数のうち若年層はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により、減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足下では増加傾向にあります。また依然として、ウイルス性肝炎は全肝炎患者数の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりなく、対策を継続することが必要です。

本県においては、肝炎対策推進のため平成29年度に「奈良県肝炎対策ガイドライン」を策定し、県民が、正しい知識にもとづいた肝炎予防に取り組み、肝がんの罹患（りかん）が減少することを最終目標としました。

令和5年6月には、日本肝臓学会において「奈良宣言2023」が発表されました。この宣言は、ALT over 30 をかかりつけ医等の受診の指標とし、かかりつけ医と専門医の診療連携による適切な医療を受けるといった肝疾患の早期発見・早期治療に繋げることを目的とするものです。受診したかかりつけ医等によって、その原因が検索され、機会を逸することなく、消化器内科専門医による精密検査と治療につなげます。

最近では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への支援が充実されるとともに、受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げています。しかし、依然として、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く残っています。具体的な課題としては、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、肝炎ウイルス検査結果が陽性である者のうち多数の者が、精密検査や肝炎医療を適切に受診していないこと等が挙げられます。

また、肝炎ウイルスの感染経路等についての県民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎患者等に対する不当な差別が存在することが指摘されています。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、あらゆる関係者がより一層連携して、肝炎対策を推進することが必要です。特に注意する点としては、我が国における肝炎患者等が高齢化していることから、高齢者にも分かりやすい、より丁寧な普及啓発を行う必要があると考えられます。

本県においても、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）及び平成28年6月に策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（以下「国指針」という。）に基づき、本県の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、市町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが必要です。

本県の肝炎対策は、「奈良県がん対策推進計画」の中でも位置づけられているところですが、それらをさらに効果的に推進することを目的に、「奈良県肝炎対策ガイドライン」として本ガイドライン

を平成30年3月に策定しました。本ガイドラインは、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、県が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とするものです。

なお、本ガイドラインに定めた取組について、定期的に評価を行うとともに、国指針の改正に合わせて検討を加えるなど、必要に応じて変更することとします。

第2 現状と課題

1. 肝炎と肝がん

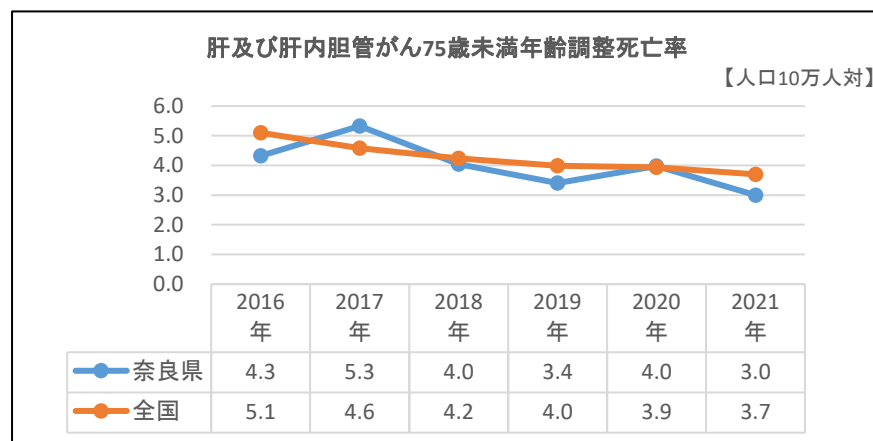
我が国のウイルス性肝炎の持続感染者は、B型が110万人～120万人、C型が90万人～130万人存在すると推定されています。感染時期が明確ではないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっています。

そのため、本県においても、肝炎ウイルス検査の受検促進のための検査体制の整備や、検査結果が陽性である者を早期かつ適切な受診につなげることで重症化の予防に努める必要があります。

本県における肝がんの死亡及び罹患の状況は、図1-1、図1-2のとおりです。

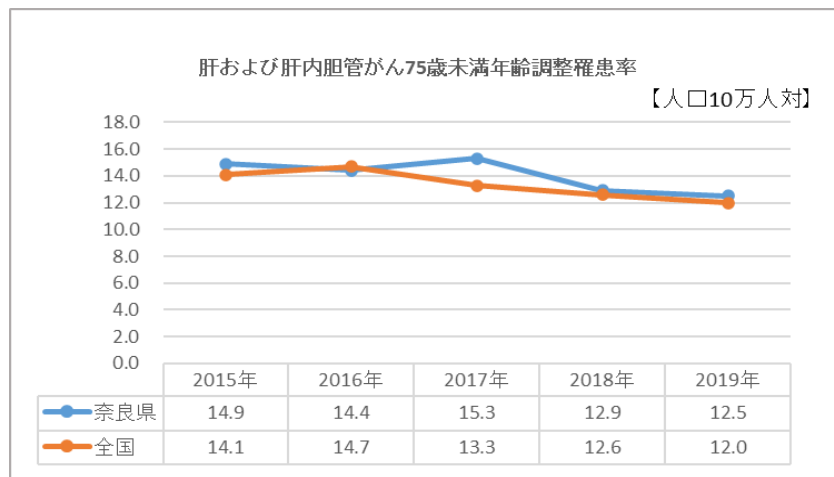
本県の肝及び肝内胆管がんの75歳未満年齢調整死亡率は近年減少しており、全国平均を下回る傾向にあります。また、年齢調整罹患率については、全国平均と近い値で推移しています。引き続き、死亡率を減少させるための取組が必要です。

図1-1 肝及び肝内胆管がん75歳未満年齢調整死亡率の年次推移（人口10万人対）



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（厚生労働省人口動態統計）

図1-2 肝及び肝内胆管がん75歳未満年齢調整罹患率の年次推移（人口10万人対）



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）

2. 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられます。

肝炎ウイルス検査については、市町村、保健所、県による医療機関委託、医療保険者や事業主等、様々な実施主体において実施されています。

市町村が実施する健康増進事業における肝炎ウイルス検診の実績は表2-1、保健所及び県による医療機関委託における検査の実績は表2-2のとおりです。

肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定されるため、肝炎ウイルス検診の必要性について、広く県民に周知・啓発することが必要です。特に、未受検者に対する効果的な啓発を実施することが重要になります。

受検者の利便性やプライバシーに配慮した肝炎ウイルス検査を受検できる体制の構築を行うことが必要です。

市町村は、40歳の節目検診における未受診者の把握に努め、未受診者に受診するよう個別勧奨を行う必要があります。

表2-1 市町村実施の肝炎ウイルス検診

	B型肝炎			C型肝炎		
	受検者数(人) A	陽性者数(人) B	陽性者率 (%) (B/A×100)	受検者数(人) A	陽性者数(人) B	陽性者率 (%) (B/A×100)
平成30年度	5,586	19	0.34	5,585	16	0.29
令和元年度	5,806	25	0.43	5,803	9	0.16
令和2年度	6,206	24	0.39	6,208	10	0.16
令和3年度	5,823	16	0.27	5,822	7	0.12
令和4年度	5,770	21	0.36	5,771	2	0.03

出典：奈良県疾病対策課調べ

表2-2 保健所及び委託医療機関実施の肝炎ウイルス検査

	B型肝炎			C型肝炎		
	受検者数(人) A	陽性者数(人) B	陽性者率 (%) (B/A×100)	受検者数(人) A	陽性者数(人) B	陽性者率 (%) (B/A×100)
平成30年度	518	2	0.39	515	1	0.19
令和元年度	759	2	0.26	763	6	0.79
令和2年度	452	2	0.44	452	2	0.44
令和3年度	320	1	0.31	320	0	0
令和4年度	302	2	0.66	302	2	0.66

出典：奈良県疾病対策課調べ

3. 肝炎の重症化予防

肝炎の重症化を予防する取組として、県や市町村の検診で陽性となった方を適切に専門医療機関の受診・治療につなげられるように、奈良県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業を実施しています。本事業は、受診状況や診療状況の確認及び未受診者へ受診勧奨を実施する陽性者フォローアップ事業に同意してもらうことで、初回精密検査や定期検査費用の助成を行っています。

市町村の肝炎ウイルス検診で陽性になった方の初回精密検査の受診数・受診割合は、表3-1のとおりです。

肝炎ウイルス検査の結果陽性と判定された者が精密検査を受診しないという問題点が生じています。肝炎患者の重症化予防のため、陽性者を適切な医療に繋ぐことが必要です。

肝炎ウイルス検査で陽性と判明した後には、医療機関の受診や定期的な経過観察が重要であり、奈良県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の周知や利用促進が必要です。

表3-1 初回精密検査受診数・受診割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
陽性者(人)※	30	31	23	21	22
精密検査受診者数(人)	17	20	16	7	15
精密検査受診割合(%)	56.7	64.5	69.6	33.3	68.2

※陽性となった者のうち、その他(既治療等)に該当する者を除いています

出典：奈良県疾病対策課調べ

4. 医療費助成

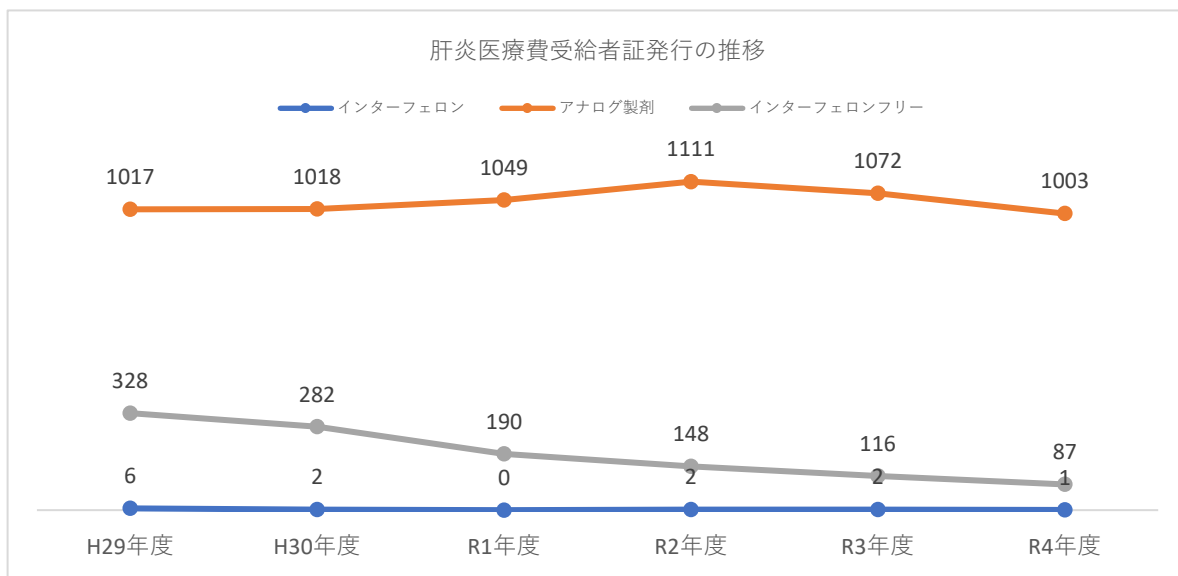
肝炎患者等の経済的負担軽減を図り肝炎の早期かつ適切な治療を推進するため、抗(肝炎)ウイルス療法に係る肝炎治療費助成及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施しています。

肝炎治療費助成の直近6ヵ年における受給者証発行数の推移は、図4-1のとおりです。インターフェロン治療の申請件数は近年ほとんど0に近い状態で、核酸アナログ製剤治療の申請件数(更新申請を含む)は横ばいになっています。インターフェロンフリー治療の申請件数は、右肩下がりとなっています。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、図4-2に示すとおり、本県の助成の実績件数は他都道府県と比較して少ない状況です。必要となる人が制度を利用できるよう、より効果的な周知が必要です。

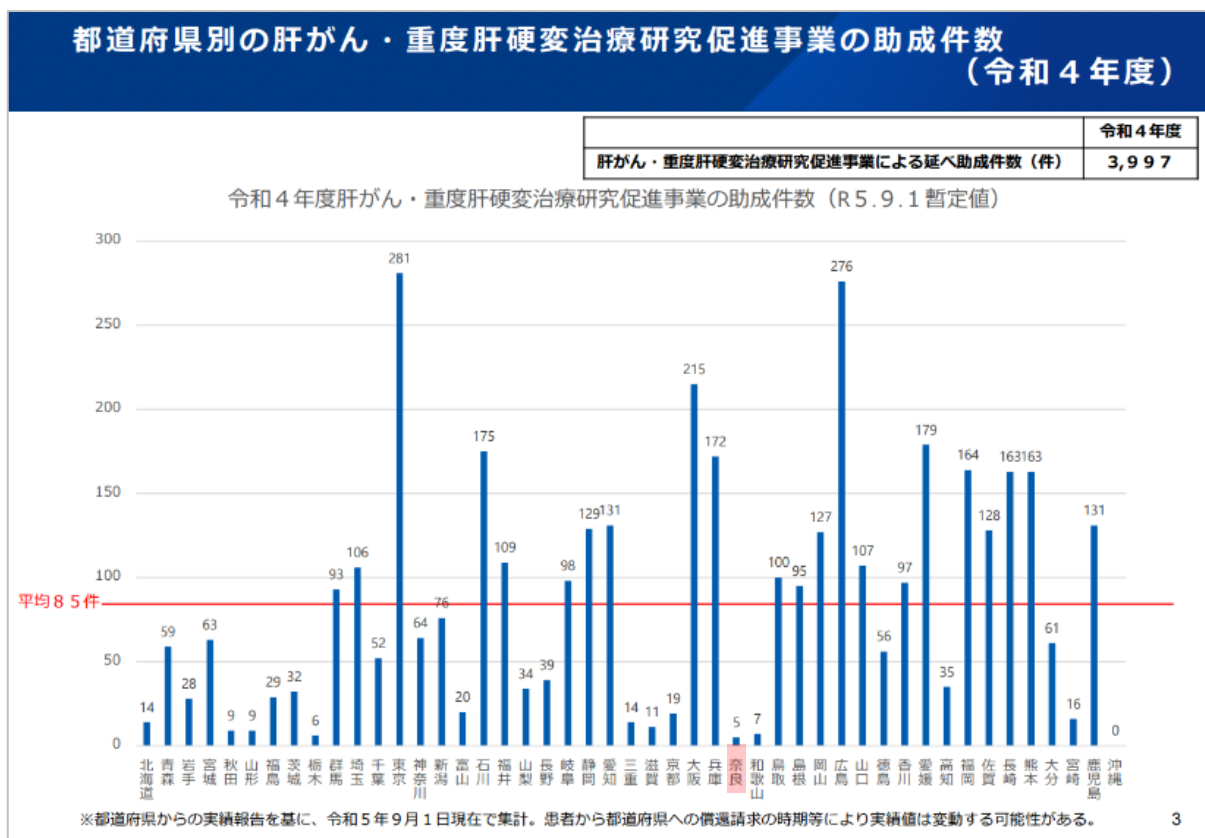
また、肝炎治療費助成の新規申請者の受給者証交付者に、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた肝炎手帳の配布を行い、肝炎患者等に対して肝炎に対する情報提供を行っています。

図4-1 奈良県医療費受給者証発行の推移



出典：奈良県疾病対策課調べ

図4-2 都道府県別肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数



出典：厚生労働省第31回 肝炎対策推進協議会（令和5年10月18日開催） 資料

5. 肝炎医療提供体制

国は、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす肝疾患診療連携拠点病院を各都道府県に1か所設置することとしており、本県では、奈良県立医科大学附属病院を指定しています。また、県では独自に、抗（肝炎）ウイルス治療の実績があり、二次医療圏の中核となる医療機関として「中核専門医療機関」を11か所指定し、県拠点病院が設置する「奈良県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」で診療実績の共有や情報交換を進めるなど、有機的に連携しています。さらに、県内に肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできる等の専門医療機関を、上記以外に56か所指定し、県内の肝炎医療の質の向上に努めています。肝疾患に関する専門医療機関一覧について、下記に示します。

令和5年度 奈良県肝疾患に関する専門医療機関一覧

<肝疾患診療連携拠点病院>

医療圏	医療機関名	郵便番号	所在地	TEL
中和	奈良県立医科大学附属病院	634-0813	橿原市四条町 840	0744-22-3051

<肝疾患診療中核専門医療機関（11 医療機関）>

医療圏	医療機関名	郵便番号	所在地	TEL
奈良	奈良県総合医療センター	631-8581	奈良市七条西町 2-897-5	0742-46-6001
	市立奈良病院	630-8305	奈良市東紀寺町 1-50-1	0742-24-1251
西和	大和郡山病院	639-1013	大和郡山市朝日町 1-62	0743-53-1111
	近畿大学奈良病院	630-0293	生駒市乙田町 1248-1	0743-77-0880
	奈良県西和医療センター	636-0802	生駒郡三郷町三室 1 丁目 14-16	0745-32-0505
東和	天理よろづ相談所病院	632-8552	天理市三島町 200	0743-63-5611
	国保中央病院	636-0302	磯城郡田原本町宮古 404-1	0744-32-8800
	済生会中和病院	633-0054	桜井市阿部 323	0744-43-5001
中和	大和高田市立病院	635-8501	大和高田市磯野北町 1-1	0745-53-2901
	平成記念病院	634-0813	橿原市四条町 827	0744-29-3300
南和	南奈良総合医療センター	638-8551	吉野郡大淀町大字福神 8-1	0747-54-5000

<その他肝疾患診療専門医療機関（56 医療機関）>

医療圏	医療機関名	郵便番号	所在地	TEL
奈良	済生会奈良病院	630-8145	奈良市八条 4-643	0742-36-1881
	高の原中央病院	631-0805	奈良市右京 1-3-3	0742-71-1030
	西奈良中央病院	631-0022	奈良市鶴舞西町 1-15	0742-43-3333
	西の京病院	630-8041	奈良市六条町 102-1	0742-35-1121
	奈良西部病院	631-0061	奈良市三碓町 2143-1	0742-51-8700
	竹谷内科医院	631-0078	奈良市富雄元町 2-1-19 奥川ビル 2F	0742-45-2011
	島田医院	631-0076	奈良市富雄北 1-2-23	0742-44-0004
	つじもとクリニック	631-0036	奈良市学園北 2 丁目 1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟 1 階	0742-51-7000
	よねだ内科クリニック	631-0041	奈良市学園大和町 6-1542-382	0742-48-7310
	帝塚山クリニック	631-0062	奈良市帝塚山 1 丁目 1-33-101 ツインコート帝塚山 1F	0742-41-8833
	鍛冶田クリニック	631-0001	奈良市北登美ヶ丘 3-12-15	0742-52-3001
	まつお内科	631-0003	奈良市中登美ヶ丘 6-3-3 リコラス登美ヶ丘 A 棟 3 階	0742-52-8551
	清水内科医院	631-0806	奈良市朱雀 4-1-26	0742-71-3599
	みやぎわ内科クリニック	631-0011	奈良市押熊町 1141	0742-43-5508
	やまね内科クリニック	631-0832	奈良市新田町 1-12-2	0742-53-7716
	酒井内科医院	630-8141	奈良市南京終町 1-193-5	0742-63-0701
	奈良みあとクリニック	630-8134	奈良市大安寺町 514-1-C3	0742-34-7550

医療圏	医療機関名	郵便番号	所在地	T E L
西和	阪奈中央病院	630-0243	生駒市俵口町 741	0743-74-8660
	倉病院	630-0256	生駒市本町 1-7	0743-73-4888
	白庭病院	630-0136	生駒市白庭台 6-10-1	0743-70-0022
	宇山内科クリニック	630-0213	生駒市東生駒 2-207-120	0743-84-7149
	石井クリニック	630-0222	生駒市壺分町 83-48	0743-76-2828
	はしもとクリニック	636-0904	生駒郡平群町三里 384-1	0745-45-6003
	かないずみ胃腸科・内科	636-0803	生駒郡三郷町東信貴ヶ丘 1-8-26	0745-32-3739
	美松ヶ丘クリニック	636-0805	生駒郡三郷町美松ヶ丘東 1-1-4	0745-73-0707
	田北病院	639-1016	大和郡山市城南町 2-13	0743-54-0112
	かくたに内科消化器内科	639-1007	大和郡山市南郡山町 520-18 大和郡山マインド 21 2 階	0743-85-5477
	豊原クリニック	639-1001	大和郡山市九条町 188-2	0743-51-1048
	奈良友誼会病院	639-0212	北葛城郡上牧町服部台 5-2-1	0745-78-3588
	池田医院	636-0021	北葛城郡王寺町畠田 4-17-22	0745-72-2614
東和	高井病院	632-0006	天理市蔵之庄町 470-8	0743-65-0372
	高宮病院	632-0052	天理市柳本町 1102	0743-67-1605
	寺西医院	632-0074	天理市東井戸堂町 426-6	0743-62-6655
	宮城医院	632-0034	天理市丹波市町 302	0743-63-1114
	山の辺病院	633-0081	桜井市草川 60	0744-45-1199
	のぞみ診療所	633-0005	桜井市忍阪 39-1	0744-43-3338
	あさくらクリニック	633-0011	桜井市黒崎 646-1	0744-46-1114
	菊川内科医院	633-0091	桜井市桜井 869-1	0744-46-2112
	宇陀市立病院	633-0298	宇陀市榛原萩原 815	0745-82-0381
	城井内科医院	633-0241	宇陀市榛原下井足 12-1	0745-96-9680
	辻村病院	633-2221	宇陀市菟田野松井 7-1	0745-84-2133
	久保医院	633-2164	宇陀市大宇陀拾生 1858	0745-83-0028
	小嵐内科小児科	636-0342	磯城郡田原本町三笠 17-8	0744-33-0933
中和	香芝生喜病院	639-0252	香芝市穴虫 3300-3	0745-71-3113
	香芝旭ヶ丘病院	639-0265	香芝市上中 839	0745-77-8101
	旭ヶ丘クリニック	639-0266	香芝市旭ヶ丘 5-36-1	0745-71-5600
	宮本医院	634-0007	橿原市葛本町 364-1	0744-25-2881
	おおすみ内科医院	634-0014	橿原市石原田町 160-6	0744-20-1108
	米田診療所	634-0835	橿原市東坊城町 510	0744-23-5225
	河田胃腸科医院	634-0805	橿原市地黄町 328-2	0744-22-5310
	木田クリニック	634-0003	橿原市常盤町 344-2	0744-24-6460
	徳岡クリニック	634-0842	橿原市豊田町 270-1 かとうメ ディカルモール豊田	0744-29-7711
	いけなか内科クリニック	635-0825	北葛城郡広陵町安部 236-1-3	0745-54-1113
	まみがおか内科	635-0831	北葛城郡広陵町馬見南 1-6-20	0745-54-0715
南和	五條病院	637-0036	五條市野原西 5-2-59	0747-22-1112
	中谷内科医院	637-0036	五條市野原西 4-9-25	0747-22-3683

6. 奈良県肝炎医療コーディネーター

地域や医療機関で陽性者を治療に適切につなぐ人材となる奈良県肝炎医療コーディネーターを、拠点病院と連携し養成を行っています。年度ごとの養成者数は表6のとおりです。令和4年度までは、医療機関関係者や行政の保健師を対象を限定して養成を行ってきましたが、令和5年度からは対象を拡大し、肝炎患者やその家族を含め、肝炎対策の推進に意欲のある方を広く養成の対象としています。

特に山間部等において、肝炎医療コーディネーターの配置がない市町村があり、地域の実情に応じた肝炎対策を推進するため、全市町村に肝炎医療コーディネーターを配置することが目標となります。

肝炎医療コーディネーター養成後のフォローアップについては、拠点病院による肝炎医療コーディネーターフォローアップ研修会を年に1回実施しています。

拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要であり、今後の課題となっています。

表6 奈良県肝炎医療コーディネーターの養成者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成者数	54	50	40	59	59

出典：奈良県疾病対策課調べ

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため養成研修会の実施を中止しました。

7. 奈良県肝疾患相談センター

拠点病院である奈良県立医科大学附属病院においては、平成28年度から専従医師を配置した肝疾患相談センターで、患者や医療機関からの相談対応をはじめ、市町村や地域への支援、人材育成などの取組を強化しています。

主な相談内容は、医療費助成制度や治療についての相談となっています。年度別の肝疾患相談センター相談実績は表7のとおりです。肝炎や肝がんの医療費助成制度の新設や改正があった年度は相談件数が増えることがありますが、近年は大きな改正等もなく、相談件数は減少傾向にあります。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での相談に制限をかけていた時期があることも、相談件数の減少に関連していると考えられます。

肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、引き続き、拠点病院と連携しながら肝疾患相談センターの設置についての周知を図る必要があります。

また、肝疾患相談センターにより実施される市町村への技術支援や地域での肝疾患診療ネットワークの構築を進めるための取組について、必要な支援を行っていく必要があります。

表7 奈良県肝疾患相談センターにおける相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	801	490	120	164	89

出典：奈良県肝疾患センター調べ

8. 肝炎予防・普及啓発に関する取組

治療や新薬の情報や新たな医療費助成、また、国に対する B 型や C 型肝炎訴訟の情報について国の動向に注視し、ホームページ等で県民に広く周知しています。また、7月の肝臓週間において啓発ポスターやちらし、新聞広告などで肝炎予防について周知を図っていますが、今後さらに周知が必要です。ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対しても普及啓発が必要です。

肝炎患者等の人権を守るため、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

第3 個別施策

1 感染予防

(1) 取組の方針

- ア 感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に対して肝炎についての正しい知識を普及させることが必要です。
- イ B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続き市町村におけるB型肝炎ワクチンの定期接種を推進します。
- ウ C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、二次感染予防の観点からも、インターフェロンフリー治療等の推進に取り組みます。

(2) 具体的な取組

- ア 県は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行います。
- イ 市町村においてB型肝炎ワクチンの定期接種を引き続き実施するとともに、県及び市町村は、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行います。また、ジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、県民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行います。
- ウ 県は、国と協力しながら、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進を行います。

2 肝炎ウイルス検査の受検（健）勧奨と検査陽性者に対する受診勧奨

(1) 取組の方針

- ア 肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための検査は、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、検査結果の取扱いに留意する必要があるためプライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、実態を把握することは困難な状況にあります。また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定されます。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知します。また、受検者の利便性やプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進める必要があります。
- イ 受検率の向上に当たっては、肝炎医療コーディネーターの活用や、県、市町村、奈良県肝疾患相談センターからの肝炎ウイルス検査の未受検者に対する肝炎に関する正しい知識の普及啓発や受検勧奨等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要です。
- ウ 肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行います。

(2) 具体的な取組

- ア 県は、国や市町村と協力して、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組みます。また、市町村の健康増進事業における肝炎ウイルス検診について、肝炎検査受診率向上となる工夫や取組について市町村に情報提供を行うことで、市町村の肝炎ウイルス検診の受診者数の増加を支援します。
- イ 県及び市町村は、肝炎医療コーディネーターを活用した普及啓発等の個別の受検勧奨を進めるとともに、医療機関への委託検査等、利便性に配慮した体制の整備を図ります。
- ウ 県は、国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、拠点病院、市町村と連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行います。また、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼します。また、市町村により肝炎ウイルス検査陽性者のフォローアップを継続して実施するとともに、県は市町村への助言等の必要な支援を行います。

3 肝炎医療を提供する体制の確保

(1) 取組の方針

- ア 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な肝炎医療を受けていないという問題点が指摘されています。肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、陽性者及び肝炎患者自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要です。
- イ 全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があります。
- ウ 県は市町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要があります。
- エ 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎治療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進します。

(2) 具体的な取組

- ア 県は、肝炎患者等に肝炎についての適切な情報提供を行うため、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた肝炎手帳の作成、配布及び活用の促進等を行います。
- イ 拠点病院は、県内の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、県及び市町村と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医療機関と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組みます。県は、これらの拠点病院の取組に対して必要な支援を行います。また、本ガイドライン等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組むとともに、本県の肝炎対策を推進するため、奈良県肝炎対策推進協議会の適切な実施及び運営を図ります。
- ウ 県は、奈良県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業により、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨に取り組みます。また、地域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進します。また、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援します。
- エ 県は、抗ウイルス療法に対する肝炎治療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度について、市町村や肝疾患相談センター等と連携して肝炎患者等に必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行います。特に肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業及び定期検査費用の助成について、本県における実施状況を踏まえながら、当該事業のより効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、引き続き検討を行います。

4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

(1) 取組の方針

ア 肝炎ウイルスの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要です。このため、肝炎の感染予防についての知識を持ち、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材として、奈良県肝炎医療コーディネーターを養成するとともに養成後の活動状況の把握や環境整備を行う必要があります。

イ 肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査や肝炎医療等に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要があります。

(2) 具体的な取組

ア 県は、国、市町村、拠点病院等と連携して、地域や職種において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活躍の推進に取り組みます。また、国、市町村、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めます。

イ 拠点病院は、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を活用し、最新情報の共有や肝炎医療の均てん化の推進に取り組みます。県は、拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行います。また、県は、拠点病院と協力して、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎検査及び肝炎医療に関する研修等を必要に応じて実施します。

5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 取組の方針

ア 肝炎に係る正しい知識は、いまだ県民に十分に浸透したとは言えない状況にあります。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての県民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要があります。

イ 早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

ウ 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図ります。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要があります。

(2) 具体的な取組

ア 県は、医療関係者、関係学会、肝炎患者等その他の関係者の協力を得ながら、効果的な普及啓発を行います。特に、毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間においては、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行います。また、拠点病院による肝臓病教室の開催等の取組を通じて、肝炎の予防、病態及び治療に係る情報の提供を行います。

イ あらゆる世代の県民が肝炎に係る正しい知識を持ち、肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別の解消に資するよう、普及啓発を行います。また、肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、市町村、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進めるとともに、偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口等の情報提供を行います。

ウ 県、市町村、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、肝炎患者等が働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、普及啓発を推進します。また、肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、奈良県肝疾患相談センターについての周知を図ります。

第4 数値目標

肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減少させ、「肝がんの死亡者数を毎年減少させること」を目標とし、あわせて目標達成のために個別目標を設定します。

全体目標

指標	現状値	目標値 (令和8年度)	出典
肝及び肝内胆管がん75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万人当たり)	3.0% (令和3年度)	前年より減少	厚生労働省人口動態統計

個別目標

指標	現状値	目標値 (令和8年度)	出典
県・市町村における肝炎ウイルス検査(診)の3ヵ年累積受検者数	B型肝炎 18,873名 C型肝炎 18,875名 (令和2～4年度)	B型肝炎 22,000名 C型肝炎 22,000名 (令和6～令和8年度)	奈良県疾病対策課調べ
市町村実施の肝炎ウイルス検診で陽性となった人が初回精密検査を受検する割合	68.2% (N=22) (令和4年度)	100%	奈良県疾病対策課調べ
全市町村に肝炎医療コーディネーターを設置	32市町村 (令和5年度)	39市町村	奈良県疾病対策課調べ